

令和5年度

教育委員会定例会  
(8月)

令和5年8月9日(水)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日時 令和5年8月9日(水) 15:00～  
場所 教育長室

## 1 開会

## 2 前回議事録の承認

## 3 教育長及び委員の報告

## 4 議事

議案第12号 鹿屋市市民交流センター条例（芸術文化学習プラザ関連）の改正  
について (P 2)

## 5 報告

- (1) 鹿屋女子高の鹿屋体育大学との連携事業について (P13)
- (2) 令和6年3月市内中学校卒業予定者の進路希望状況について (P14)
- (3) 令和5年度第2回グローバル・イングリッシュ・デイキャンプについて (P16)
- (4) 令和5年度「鹿屋市子どもサミット」実施報告について (P17)
- (5) 鹿屋女子高の各種全国大会等への出場について (P19)
- (6) 看護専門学校の市内・市外実習について (P20)
- (7) 「かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島」の実施について (P21)
- (8) 第32回 鹿児島県少年少女合唱祭 鹿屋大会について (P22)
- (9) 第5回鹿屋市高校生ビブリオバトル大会実施について (P23)
- (10) 鹿屋中学校区生涯学習推進協議会「夏祭り」について (P24)

## 6 動議の討論等

## 7 その他

## 8 閉会

議案第12号

鹿屋市市民交流センター条例（芸術文化学習プラザ関連）の改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年8月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

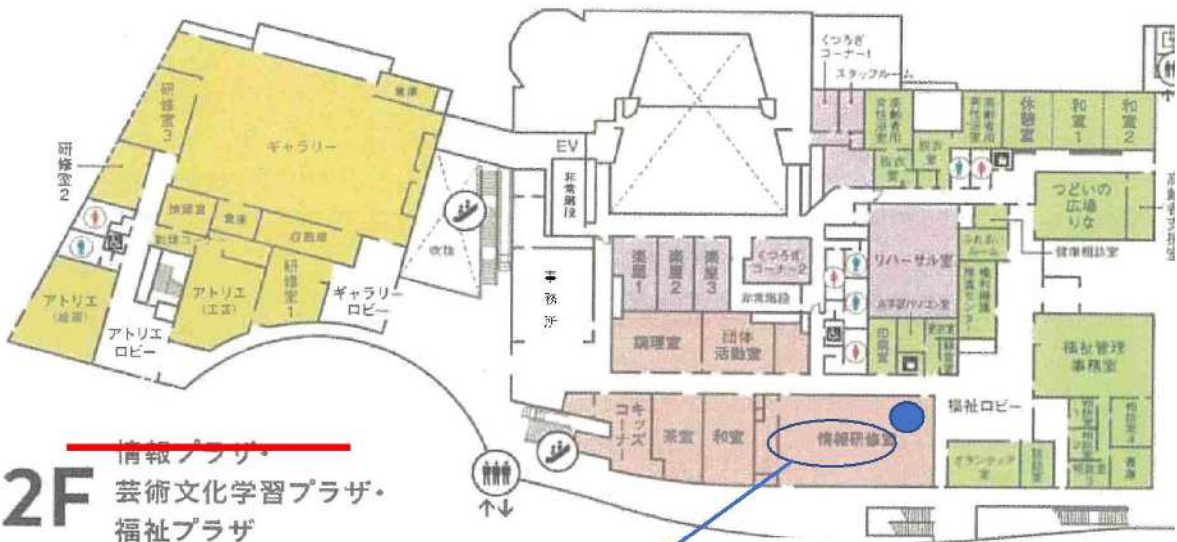
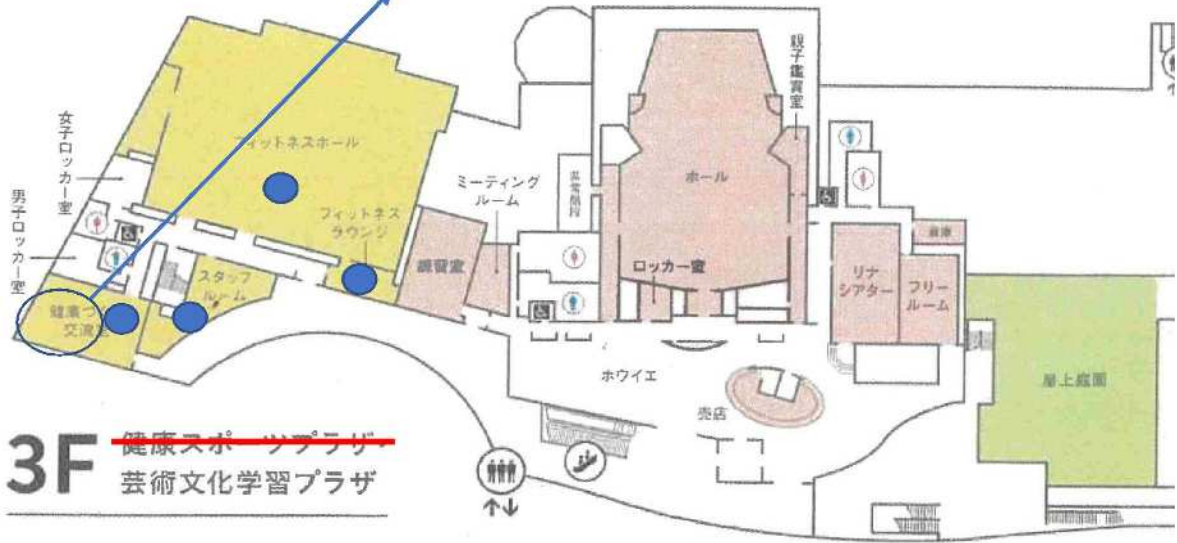
鹿屋市市民交流センターの機能見直しに伴い健康スポーツプラザ及び情報プラザの施設と機能の一部を芸術文化学習プラザへ変更するため、本案を提出するものである。

議案等名	鹿屋市市民交流センター条例（芸術文化学習プラザ関連）の改正について															
概要	<p>○ 背景・理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿屋市市民交流センター機能見直しに伴い、健康スポーツプラザ及び情報プラザの一部を芸術文化学習プラザに変更する。</li> </ul> <p>○ 主な改正（制定）事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能見直しに伴う芸術文化学習プラザへの変更 健康スポーツプラザにあった「健康づくり交流室」を「スタジオ」へ名称変更し、用途の変更に伴い料金を変更するもの</li> </ul> <p>現行</p> <table border="1" data-bbox="268 607 1275 770"> <thead> <tr> <th>施設の名称・区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康づくり交流室（1人1回につき）</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更(案)</p> <table border="1" data-bbox="268 846 1275 1057"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称、区分</th> <th colspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタジオ</td> <td>850円</td> <td>1,240円</td> <td>1,420円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 施行期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日</li> </ul>	施設の名称・区分	使用料	健康づくり交流室（1人1回につき）	310円	施設の名称、区分	使用時間			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	スタジオ	850円	1,240円	1,420円
施設の名称・区分	使用料															
健康づくり交流室（1人1回につき）	310円															
施設の名称、区分	使用時間															
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで													
スタジオ	850円	1,240円	1,420円													
留意・検討事項	<p>○ 条例改正と同時に、同条例施行規則の改正を行う 令和5年12月議会定例会 中央公民館機能移転に伴う鹿屋市公民館条例を改正する議案を上程予定（施行期日：令和6年4月1日）</p>															

鹿屋鹿屋市市民交流センター機能見直しについて

●が、芸術文化学習プラザへ変更

スタジオへ名称変更



芸術文化学習プラザへ



鹿屋市市民交流センター条例（芸術文化学習プラザ関連）の一部改正について

鹿屋市市民交流センター条例（平成 18 年鹿屋市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第 4 章 健康スポーツプラザ（第 26 条—第 28 条）

第 5 章 芸術文化学習プラザ（第 29 条—第 32 条）

第 6 章 補則（第 33 条）

」を「

第 4 章 芸術文化学習プラザ（第 26 条—第 28 条）

」に改める。

第 21 条中「、情報研修室」を削る。

第 4 章の章名を次のように改める。

**第 4 章 芸術文化学習プラザ**

第 26 条から第 28 条までを削る。

第 5 章中第 29 条を第 26 条とし、第 30 条を第 27 条とする。

第 31 条中「ルーム」の次に「、スタジオ、フィットネスホール、フィットネスラウンジ」を加え、同条を第 28 条とし、第 32 条を第 29 条とする。

第 5 章の章名を削る。

第 6 章中第 33 条を第 30 条とする。

別表情報研修室の項を削り、同表中「健康スポーツプラザの施設使用料」を削り、同表健康づくり交流室（1 人 1 回につき）の項を削り、同表フリールームの項の次に次のように加える。

スタジオ		850 円	1,240 円	1,420 円	
情報研修室	情報研修室	3,300 円	5,500 円	5,500 円	
	区分使用	A 室	1,980 円	3,300 円	3,300 円
		B 室	1,320 円	2,200 円	2,200 円

別表《第 4 番目の表〔使用時間／午前 9 時から…〕》の次に次のように加える。

ウ フィットネスホール使用料

施設の名称、区分		使用料	
フィットネスホール	専用使用（1 時間につき）	入場料を徴収しない場合	520 円
		入場料を徴収する場合	790 円
	個人使用（1 人 1 時間につき）	児童・生徒	40 円
		その他の者	60 円
冷暖房（1 時間につき）		310 円	

- 備考1 「専用使用」とは、当該施設を独占して使用する場合をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、幼児、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。
  - 3 3歳未満の者の使用料は、無料とする。
  - 4 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとし、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
  - 5 設備等使用料は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鹿屋市市民交流センター条例の一部を改正する条例（芸術文化学習プラザ関連）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市市民交流センター条例 平成 18 年 6 月 30 日条例第 236 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 18 条の 2）</p> <p>第 2 章 情報プラザ（第 19 条—第 21 条）</p> <p>第 3 章 福祉プラザ（第 22 条—第 25 条）</p> <p>第 4 章 <u>芸術文化学習プラザ</u>（第 26 条—第 28 条）</p> <p>附則</p> <p>（施設の区分）</p> <p>第 21 条 情報プラザは、情報ホール、映像ホール、パソコン学習室、IT 研修室、情報編集室、IT キッズコーナー、サテライトスタジオ、インターネットコーナー、観光物産情報コーナー及び附帯設備に区分する。</p> <p>第 4 章 <u>芸術文化学習プラザ</u></p>	<p>○鹿屋市市民交流センター条例 平成 18 年 6 月 30 日条例第 236 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 18 条の 2）</p> <p>第 2 章 情報プラザ（第 19 条—第 21 条）</p> <p>第 3 章 福祉プラザ（第 22 条—第 25 条）</p> <p>第 4 章 <u>健康スポーツプラザ</u>（第 26 条—第 28 条）</p> <p>第 5 章 <u>芸術文化学習プラザ</u>（第 29 条—第 32 条）</p> <p>第 6 章 <u>補則</u>（第 33 条）</p> <p>附則</p> <p>（施設の区分）</p> <p>第 21 条 情報プラザは、情報ホール、映像ホール、パソコン学習室、IT 研修室、情報編集室、IT キッズコーナー、サテライトスタジオ、インターネットコーナー、観光物産情報コーナー、<u>情報研修室</u>及び附帯設備に区分する。</p> <p>第 4 章 <u>健康スポーツプラザ</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p>第 26 条 <u>市民の生涯にわたる継続的な健康づくりやスポーツ活動を育成・支援し、健康づくり、スポーツ施設、スポーツ大会等の情報を提供する拠点施設として健康スポーツプラザを設置する。</u></p> <p><u>（事業）</u></p>



改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><u>第26条</u> 市民の芸術文化の向上及び生涯学習の推進に寄与するため、芸術文化学習プラザを設置する。</p> <p>(事業)</p> <p><u>第27条</u> 芸術文化学習プラザは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 地域文化の創造に関すること。</p> <p>(2) 文化事業の企画・実施に関すること。</p> <p>(3) 地域芸術家・団体育成に関すること。</p> <p>(4) 生涯学習推進に関すること。</p> <p>(5) 芸術文化作品等の展示に関すること。</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める事業</p>	<p><u>第27条</u> <u>健康スポーツプラザは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 健康スポーツの情報提供に関すること。</u></p> <p><u>(2) 健康・スポーツの普及奨励に関すること。</u></p> <p><u>(3) 健康・スポーツの指導者及び団体の育成・指導に関すること。</u></p> <p><u>(4) 健康・スポーツの相談に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事業</u></p> <p><u>(施設の区分)</u></p> <p><u>第28条</u> <u>健康スポーツプラザは、フィットネスホール、フィットネスラウンジ、健康づくり交流室及び附帯設備に区分する。</u></p> <p><u>第5章 芸術文化学習プラザ</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第29条</u> 市民の芸術文化の向上及び生涯学習の推進に寄与するため、芸術文化学習プラザを設置する。</p> <p>(事業)</p> <p><u>第30条</u> 芸術文化学習プラザは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 地域文化の創造に関すること。</p> <p>(2) 文化事業の企画・実施に関すること。</p> <p>(3) 地域芸術家・団体育成に関すること。</p> <p>(4) 生涯学習推進に関すること。</p> <p>(5) 芸術文化作品等の展示に関すること。</p> <p>(6) その他教育委員会が必要と認める事業</p>

改正後				改正前					
<p>(施設の区分)</p> <p><u>第 28 条</u> 芸術文化学習プラザは、ホール、ギャラリー、アトリエ (絵画・工芸)、研修室、茶室、和室、調理室、ミニシアター、フリールーム、スタジオ、フィットネスホール、フィットネスラウンジ及び附帯設備に区分する。</p>				<p>(施設の区分)</p> <p><u>第 31 条</u> 芸術文化学習プラザは、ホール、ギャラリー、アトリエ (絵画・工芸)、研修室、茶室、和室、調理室、ミニシアター、フリールーム及び附帯設備に区分する。</p>					
<p>(ミニシアターの休館日)</p> <p><u>第 29 条</u> ミニシアターの休館日は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。</p>				<p>(ミニシアターの休館日)</p> <p><u>第 32 条</u> ミニシアターの休館日は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。</p>					
<p>(委任)</p> <p><u>第 30 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>				<p>(委任)</p> <p><u>第 33 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>					
<p>別表 (第 14 条関係)</p> <p>1 情報プラザの施設使用料</p>				<p>別表 (第 14 条関係)</p> <p>1 情報プラザの施設使用料</p>					
使用時間		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	使用時間		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
施設の名称、区分				施設の名称、区分					
(略)				(略)					
(略)				(略)					
		全室使用		3,300 円	5,500 円	5,500 円			
情報研修室		区分使用	A 室	1,980 円	3,300 円	3,300 円			

改正後				改正前									
2				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>B 室</td> <td>1,320 円</td> <td>2,200 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> </table>						B 室	1,320 円	2,200 円	2,200 円
						B 室	1,320 円	2,200 円	2,200 円				
(略)													
2 健康スポーツプラザの施設使用料				2 健康スポーツプラザの施設使用料									
施設の名称、区分		使用料		施設の名称、区分		使用料							
(略)				(略)									
(略)				健康づくり交流室（1人1回につき）		310 円							
(略)				(略)									
3 芸術文化学習プラザ				3 芸術文化学習プラザ									
(1) 施設使用料				(1) 施設使用料									
ア ホール、楽屋等				ア ホール、楽屋等									
(略)				(略)									
イ 研修室等				イ 研修室等									
施設の名称、区分	使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時 まで	施設の名称、区分	使用時間	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時 まで				
(略)					(略)								
スタジオ		850 円	1,240 円	1,420 円	(略)								

改正後					改正前				
情報研修室	情報研修室		3,300円	5,500円	5,500円				
	区分使用	A室	1,980円	3,300円	3,300円				
		B室	1,320円	2,200円	2,200円				
(略)									
ウ フィットネスホール使用料									
施設の名称、区分					使用料				
フ ィ ッ ト ネ ス ホ ー ル	専用使用（1時間につき）	入場料を徴収しない場合			520円				
		入場料を徴収する場合			790円				
	個人使用（1人1時間につき）	児童・生徒			40円				
		その他の者			60円				
冷暖房（1時間につき）		310円							
備考1 「専用使用」とは、当該施設を独占して使用する場合をいう。 2 「児童・生徒」とは、幼児、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。 3 3歳未満の者の使用料は、無料とする。 4 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとし、1時									

改正後	改正前
<p>間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。</p> <p>5 設備等使用料は、規則で定める。</p>	
<p>(2) 設備等使用料</p>	<p>(2) 設備等使用料</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

# 報告(1) 鹿屋女子高の鹿屋体育大学との連携事業について (鹿屋体育大学と鹿屋市との連携協議会報告)

(教育総務課)

## 1 鹿屋女子高運動部活動における測定分析

### (1) 目的

体育・スポーツ分野の先進の教育研究機関であり、鹿屋の地域資源である鹿屋体育大学の協力のもと、鹿屋女子高の運動部活動を対象に体力・スキルの測定を実施し、より充実した部活動の環境づくりを行うもの。

### (2) 事業の概要

基礎体力及び各部活動別のスキル測定を行い、その結果についてフィードバックを実施する。その結果を基に練習メニューの設定や個別指導等を行い、日頃の部活動に活用する。

- ・体力測定の実施
- ・ハイスピードカメラ等を使用した動作分析
- ・データ比較及び測定結果のフィードバック 等

### (3) 参加部活及び実施日程等

部活動名	人数	1回目	2回目	実施場所
弓道部	10	R5. 7. 26(水)	R5. 12月	鹿屋体育大学 SPORTEC スポーツ パフォーマンス 研究センター
ソフトテニス部	8	R5. 7. 27(木)	R6. 1月	
バドミントン部	13	R5. 7. 31(月)	R6. 1月	
ソフトボール部	14	R5. 12月	R6. 2月	



## 2 鹿屋女子高部活動指導者講習会

### (1) 目的

鹿屋女子高教員を対象に、体育・スポーツ各分野の専門家による指導者講習会を実施し、鹿屋女子高運動部活動のより良い環境づくりと充実を図り、さらなる活性化を促進すること。

### (2) 講習会概要

- ①講師 鹿屋体育大学 スポーツ・武道実践科学系 教授 高橋仁大氏
- ②内容 講義：スポーツにおけるコーチングを学ぶ  
グループワーク：自分の経験したグッドプラクティス
- ③開催日程 令和5年6月27日(火) 15:00～16:00  
鹿屋女子高校 会議室
- ④参加者 鹿屋女子高教員 32名

### (3) 受講教員の所感

- ・スポーツ指導に対する新しい考え方を学ぶことができた。
- ・生徒の主体性を引き出しつつ、周りも幸せになるという考え方は色んな場面で当てはめることができると感じた。

報告(2) 令和6年3月市内中学校卒業予定者の進路希望状況について (学校教育課)

令和6年3月県内公立中学校卒業予定者の進路希望状況調査 令和5年7月10日現在

	進学(人)														就職(人)				その他(人)										卒業者 予定数(人)			
	県内										県外				県内		県外		特別 支援 学校	通信制 高校	専修・ 学校等	陸上自 衛隊高 等工科 学校	未定	R5	R4							
	公立高校						私立高校		国立高専		高校		高専		R5	R4	R5	R4								R5	R4	R5	R4	R5	R4	
	大隅学区内(10校)				その他学区		地区内外を 含めて		R5	R4	R5	R4	R5	R4																		R5
	鹿屋地区内 (5校) ※1		鹿屋地区外 (5校) ※2		鹿市、始伊 学区等 ※3										R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5			R4	R5	R4	R5	R4		
R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5																	R4	R5
1	鹿屋中	62	51	0	1	6	5	31	35	1	2	2	2	0	2	0	1	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	107	102
2	鹿屋東中	184	169	3	3	15	17	76	72	3	9	12	8	2	0	3	0	0	0	2	1	6	6	0	0	0	2	6	7	312	294	
3	第一鹿屋中	114	125	7	1	10	10	53	63	4	1	10	7	2	1	1	2	0	0	1	2	5	1	0	0	0	0	3	0	210	213	
4	田崎中	64	80	1	1	5	2	24	23	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	100	111	
5	大始良中	41	49	0	1	3	0	13	31	1	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	62	87	
6	花岡中	9	17	2	2	4	3	7	9	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	24	34	
7	高隈中	7	8	0	0	0	0	3	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11	16	
8	輝北中	4	5	3	0	3	3	9	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	21	15	
9	串良中	14	22	2	1	1	1	14	13	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	33	41	
10	細山田中	24	26	0	0	0	1	8	10	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	33	39	
11	上小原中	26	40	0	1	2	2	13	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	44	44	
12	吾平中	48	42	0	0	1	3	18	16	2	2	1	1	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	70	69	
	計	597	634	18	11	50	47	269	283	13	19	35	25	4	3	7	6	0	0	7	10	16	14	0	0	1	2	10	11	1027	1065	

※1 鹿屋地区内の5校:鹿屋女子、鹿屋、鹿屋工業、鹿屋農業、串良商業

※2 鹿屋地区外の5校:曾於、志布志、楠隼、垂水、南大隅

※3 内訳)鹿児島:31人、始良・伊佐:5人、南薩:1人、北薩:1人、大島:1人、その他:11人

令和6年 県内公立中学校卒業予定者の進路希望状況調査 鹿屋女子高のまとめ

R5. 7. 10現在

番号	鹿屋市内													鹿屋市外								合計	前年度比	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	小計	1	2	3	4	5	6	7	8			小計
学校名／他市町村	鹿屋中	鹿屋東中	第一鹿屋中	田崎中	大始良中	花岡中	高隈中	輝北中	串良中	細山田中	上小原中	吾平中	小計	垂水市	曾於市	志布志市	大崎町	東串良町	肝付町	錦江町	南大隅町	小計		
生徒数(現3年)	107	312	210	100	62	24	11	21	33	33	44	70	1027	85	238	284	80	76	111	45	48	967	1994	-
男子	57	139	104	57	34	13	8	10	19	14	23	35	513	43	114	144	27	41	51	17	25	462	975	-
女子	50	173	106	43	28	11	3	11	14	19	21	35	514	42	124	140	53	35	60	28	23	505	1019	-
普通科	2	7	11	9	2	1	0	1	0	0	0	1	34	1	0	1	0	1	4	1	1	9	43	-8
情報ビジネス	6	12	10	2	4	3	1	1	1	4	1	1	46	0	0	2	0	3	7	0	0	12	58	-31
生活	4	17	14	3	3	2	0	0	0	1	5	2	51	4	1	4	2	5	6	1	3	26	77	4
計	12	36	35	14	9	6	1	2	1	5	6	4	131	5	1	7	2	9	17	2	4	47	178	-35
前年度比	3	0	6	-9	-1	5	-4	-1	-7	-4	-4	-11	-27										-8	

参考

R4度調査分	鹿屋	鹿屋東	第一鹿屋	田崎	大始良	花岡	高隈	輝北	串良	細山田	上小原	吾平	計	鹿屋市外								合計
女子生徒数	51	139	102	51	38	11	9	6	26	20	26	37	516	495								1011
普通科	4	6	5	2	4	1	1	1	2	5	4	4	39	12								51
情報ビジネス	4	10	14	14	4	0	1	1	3	3	2	8	64	25								89
生活	1	20	10	7	2	0	3	1	3	1	4	3	55	18								73
計	9	36	29	23	10	1	5	3	8	9	10	15	158	55								213



(学校教育課)

- 1 期日 令和5年7月22日(土)
- 2 場所 鹿屋市バラ園(多目的ホール)  
※ ひまわりキッズフェス2023の中での開催
- 3 参加者
  - ・児童生徒100人(市内小中高生)
  - ・一般30人
  - (保護者、台湾留学生、台湾教授等)



- 4 活動内容
  - (1) 吾平中央籠子供会「そば切り踊り」体験  
※ 中学生による解説
  - (2) 「なんこ」体験  
※ 小学1年生もできる「たし算」
  - (3) 鹿屋市文化財QRコード作成  
※ サンプル録音完成(深井戸等)



そば切り踊り体験

なんこ体験

5 成果と課題

- スタンプラリーにより、他のイベント参加等につながった。
- 第1回や、昨年度参加者等のリピーターが多かった。
- キッズフェスとの共催により新規参加者が増えた。
- バラ園の多目的ホールがやや狭かった。
- マザリ-P J (NPO) の移動手段が難しく、参加ができなかった。

現地で実際に案内する動画を作成する(予定)  
○ 孫や子供の動画を見に行きたくなる。  
⇒ 鹿屋市小中英語介論大会でかのや風土記を活用し、プレゼンテーション作成⇒録画⇒QRコード

6 児童生徒の感想



What can we do for others?  
英語(英)を介して他者に伝えること?

Name: Miro Nakayama, Grade: 6, School Name: Aika Elementary school

音のこ(伝統)を受けついで、別の人に伝えること!  
昔何があったのかを知ること、知ることができると、  
伝統が、文化が、歴史が、つづいてきたのか、歴史を調べ  
て上やイカ、も、とおもしろくなるを、また  
アヒル、は、いつも、貴重な体験をさせてくれる  
と、おもしろい場所だ、と思うこと。  
グローバルな場所だ、と思うこと。  
と、思う。

Think Globally, Act locally

小6振り返り

バスの時間の都合もあり、午前中はキッズフェスでのボランティアにも急遽参加しました。そば切り踊りやなんこ体験など小学校1年生から含めていろいろな学年の皆さんと体験できて楽しい夏休みの思い出ができました。台湾の留学生の皆さんやALTの皆さんともたくさん交流ができて良かったです。また、機会があれば参加したいと思います。

高2感想発表

今回で6回目の参加となりました。英語を学ぶことには2つの理由があると思います。1つめは多文化を理解すること。2つめは自文化を知ること。今回は、そば切り踊りなどを通して自文化を体験することができました。このような機会はなかなかないので、これからもグローバル人材として、郷土の魅力を伝えられるようにグローバルキャンプに参加したいと思います。

中3感想発表

1 目的

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である。子どもたち自らがいじめの問題を考え、解決につなげていく意識を高め、実行していくことが、いじめの未然防止に効果的である。このことを踏まえ、いじめの問題に対して主体的かつ積極的に取り組む地域や学校の児童生徒が集い、交流する場を設けることにより、共に生きる社会の中で中核となるリーダーを育成するとともに、児童生徒の意識啓発と自主的・自治的な取組の推進を図る。

2 日時・会場

令和5年7月25日(火) 13:30~16:00 リナシティかのや3Fホール、他

3 参加者(約300人程度) ※R3(約200人)

- (1) 事務局・発表校児童生徒：各中学校生徒代表3人(9)及び各小学校児童代表3人(18)
- (2) 上記以外の児童生徒：各中学校生徒会代表3人(33)及び各小学校児童代表3人(60)
- (3) 鹿屋女子高等学校演劇部(4)及び顧問(1)
- (4) 教職員：全小・中学校の校長(または教頭)と担当教諭(70)
- (5) 保護者：各学校PTA役員から3人(105)
- (6) 来賓：教育委員(早川様、東別府様)、市議会議員(今村様、泊様、兄玉様、川崎様)

4 日程 ※受付案内、進行、舞台設営等、会のすべてを、

「鹿屋中・鹿屋小・祓川小・東原小」の代表児童生徒が担当

13:30 開会宣言(児童生徒実行委員長・副委員長)[5分]

13:35 実践発表報告[30分:各校5分、入れ替え5分]

【発表校】高隈中、輝北中、  
高隈小、大黒小、輝北小

代表校5校による「いじめゼロ」  
に向けた取組の発表



14:05 演劇(問題提起)[15分]

鹿屋女子高演劇部による「いじめ」をテーマにした問題提起劇の発表

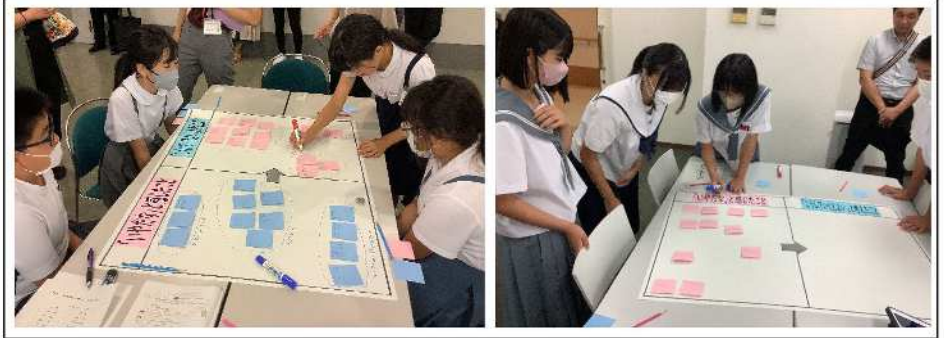


14:20 休息及び「意見交換」を行う会場へ移動[15分]

14:35 アイスブレイキング[5分] ※担当「小:鹿屋、祓川、東原 中:鹿屋」

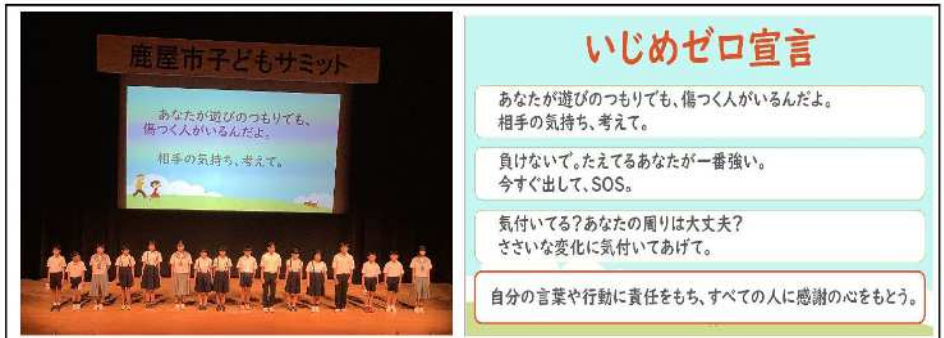
14 : 40 いじめ防止に向けた意見交換 [30分]

劇鑑賞で感じた課題を踏まえて、小12グループ、中6グループに分かれて、意見交換（誰のどの行動に何を感じ、どうすべきで、今後どうするか など）



15 : 25 フィナーレ [25分]

今年度実行委員が原案を作成した「鹿屋市いじめゼロ宣言」の採択及び朗読



15 : 50 講評 [10分] ※ 鹿屋市教育委員会学校教育課学校教育係長 平山哲也

16 : 00 閉会宣言

## 5 参加した児童生徒の感想 ※一部の児童生徒のもの

2年に1回しかない「子どもサミット」で係をすることになって、緊張したけど、みんなが発表したり、話し合ったりしているのを見ているうちに、私も頑張ろうと思えた。「いじめは絶対にいけない。」みんなで感じる事ができた時間だった。

【中学生女子】

どの学校もおもしろそうなことをして、私の学校でもやりたいと思うものがありました。劇を見て、いじめられる人はやっぱりかわいそうだと思います。みんなも同じ気持ちで、たくさん話し合ったので、私は、いじめを止められる人になりたいです。

【小学生女子】

いじめはダメだと分かっているけど、気付かないうちにとかな断れなくてとか、分かっている通りの行動がとれないから難しいという意見が出て、そうだと納得してしまった。それもこの子どもサミットで他の中学生と話し合えたからだと思う。参加してよかったです。

【中学生男子】

## 6 今後の活動計画

### (1) 市報を通じての広報

子どもサミットの様子（当日や事後の活動の様子）や採択された「いじめゼロ宣言」について、広く市民に広報する。

### (2) 令和5年度鹿児島県いじめ問題子どもサミットへの参加

令和5年12月25日（月）自治会館にて実施される県の子どもサミットへ事務局担当校または実践発表校が参加する。

## 1 全国大会への出場者

大会名	開催日	開催場所	出場者	成績	備考
第70回全国高等学校 ビジネス計算競技大会 (電卓の部)	7月25日	神奈川県横浜市 横浜武道館	情報ビジネス科 3名 「スーパービジネス クラブ」 石走 優月(3年) 岩崎 里奈(3年) 鮫島 陽菜(3年)	【団体総合競技】 20位  【個人総合競技】 入賞(佳良賞) 22位 石走 優月	
令和5年度全国高等 学校総合体育大会 (水泳)	8月17日 ～8月20日	北海道江別市 北海道立野幌 総合運動公園	個人 1名  小西 新(2年)		100m 200m 背泳ぎ

## 2 全国高等学校総合文化祭(2023 かがしま総文祭)への出場

部門	開催日	開催場所	出場者	備考
合唱部門	8月3日～8月4日	宝山ホール	音楽部 9名  鹿児島県合同合唱団の 一員として出場	1年 2名 2年 2名 3年 5名
軽音楽部門	8月3日～8月4日	鹿屋市文化会館	軽音楽部 6名 「サニーガール」	3年 6名

## 1 目的等

**精神看護学実習**： 精神に障害のある対象を理解し援助するための基本的知識・技術・態度を修得する。

**地域・在宅看護論実習**： 地域に暮らす人々の生活を理解し、「生活者」としての対象を理解する。

## 2 参加者

- ・鹿児島県立始良病院 3年生 28人
- ・鹿屋市地域包括支援センター 1年生 30人
- ・鹿屋市社会福祉協議会 1年生 30人

## 3 実習時期

参加学生	実習日	実習場所	内 容
3年生 28人	R5.6.19～22(4日間)	鹿児島県立始良病院	精神看護学実習
〃	R5.7.10～13(4日間)	〃	〃
〃	R5.7.18～21(4日間)	〃	〃
1年生 30人	R5.7.3～13(4日間)	鹿屋市地域包括支援センター	地域・在宅看護論実習
〃	〃	鹿屋市社会福祉協議会	〃

## 4 本年度の事業の特徴(ポイント)

- (1) 新型コロナウイルスが5類に移行した後の臨地実習で、精神に障害のある対象とのコミュニケーションやケアが可能となった。精神看護の理解と実践能力を高められるよう実習指導者との連携を綿密に図った。
- (2) 新カリキュラム2年目の地域・在宅看護論実習ではより地域と、そこに暮らす人々の生活が理解できるよう事前の打ち合わせ、オリエンテーションやまとめを工夫したこと。

## 報告(7) 「かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島」の実施について (生涯学習課)

### 1 目的

鹿屋市内の小学生が、3泊4日の宿泊研修をとおして交流を深めるとともに、屋久島の広大な自然の中で、様々な活動に挑戦し自己を磨き豊かで強い心を養う。

### 2 内容

野外炊飯、白谷雲水峡トレッキング、大川の滝観察、西部林道散策、海浜活動(春田浜)、屋久杉を利用した木工クラフト等

### 3 日程・開催場所

令和5年7月21日(金)から7月24日(月) 3泊4日  
屋久島環境文化研修センター等

### 4 参加者等

市内小学生24人、中学生1人、高校生5人、指導者10人の計40人

### 【参考】

### 5 事業の特徴

年度	参加者数	内容
令和4年度	34名	白谷雲水峡トレッキング 川下り 千尋の滝観察
令和3年度	0名	台風、コロナ感染拡大のため中止
令和2年度	0名	コロナ感染拡大のため中止

- ・ 3泊4日の宿泊研修をとおして交流を深めるとともに、屋久島の広大な自然の中で、様々な活動に挑戦する。

### 6 事業の実施風景



## 1 目的

県内の少年少女合唱団体の交流と親睦を図り、合唱音楽の研究・向上を目指しつつ、次代を担う青少年の情操の涵養に資する。

## 2 出場団体

①	鹿屋市少年少女合唱団	26名
②	鹿児島市立少年合唱隊	34名
③	NHK児童合唱団	15名
④	霧島市少年少女合唱団	24名
⑤	姶良市立少年少女合唱団	19名
⑥	薩摩川内市少年少女合唱団	12名
⑦	出水市少年合唱団	22名
⑧	南さつま市少年少女合唱団	16名
⑨	枕崎少年少女合唱団	7名
計		175名

## 3 開催日時及び場所

### (1) 日時

令和5年7月25日(火) 13時～16時

### (2) 場所

鹿屋市文化会館

## 4 入場者数

365名(団員175名/保護者・一般来場者190名)

## 5 その他

(1) 本市では平成26年7月以来9年ぶりの開催

(2) 次回大会は姶良市で開催

## 6 合唱風景

### ■合同合唱



### ■鹿屋市少年少女合唱団



## 1 目的

ビブリオバトルを開催することで、高校生や小中学生の読書への関心を高め、読書活動を推進する。

## 2 ビブリオバトルとは

高校生自ら読んで面白いと思った本の魅力を観覧者に5分で紹介します。発表が終わったら紹介された本について参加者が質疑応答をし、自分が一番読みたくなった本に投票します。最多得票数の本を「チャンプ本」となります。

結果が出た本は図書館でも皆さんに展示、紹介してまいります。

## 3 ビブリオバトル発表者(バトラー)

鹿屋市内の高等学校6校から各2人募集

今年度参加者

鹿屋高校2人、鹿屋女子校1人、串良商業高校2人、鹿屋工業高校2人 合計7人

## 4 開催日時・場所

令和5年7月30日(日)13時30分から

鹿屋市中央公民館

## 【参考】

年 度	出場者数	来場者数
令和4年度	9名	31名
令和3年度	9名	90名
令和2年度	6名	49名

## 5 事業の特徴

- ・ 高校生が自ら薦める本を発表し、発表後に参加者全員で、一番読みたくなった本「チャンプ本」を投票で決定する

## 6 事業の実施風景



優勝者：鹿屋工業高校3年 萩崎駿也  
チャンプ本「あの頃、君を追いかけた」



バトラー集合写真



## 報告(10) 鹿屋中学校区生涯学習推進協議会「夏祭り」について

(生涯学習課 中央公民館・文化財センター)

### 1 目的

中央公民館が令和6年3月末で移転となることから、48年間もの鹿屋中学校地域の学習施設の中心拠点として、生涯学習を実施してきた中央公民館の利用者等への感謝の念を込めて記念イベントを実施するもの

### 2 事業の概要

ボッチャ、輪投げ、ストラックアウト、まが玉づくり体験、火起こし体験、大道芸人によるパフォーマンス（ジャグラー、バルーンづくり等）を実施するもの

### 3 日時

令和5年8月20日（日）午前9：30～午前11：30

### 4 会場

中央公民館

### 5 対象者

鹿屋中校区 児童生徒・保護者等

### 6 イベント内容

9：00 受付

9：30～ 集会室：ストラックアウト（2セット）

輪投げ（2セット）

ロビー：ボッチャ（2セット）

大道芸人パフォーマンス

工芸室：まが玉づくり（先着20名） 【文化財センター】

駐車場：火起こし体験・野外テント（雨天中止） 【文化財センター】

11：30～ 後片付け

### 7 運営等

- ・先着50人の幼小中学生に文房具セットを配付。50人を超えた場合も参加賞を準備。
- ・鹿屋中校区生涯学習推進協議会地域づくり部会員・いきがづくり部会員、中央公民館・文化財センター職員で各コーナーを運営する。

### 8 周知

- (1) 別紙チラシを各学校で配付（鹿屋小、祓川小、東原小、鹿屋中）
- (2) SNSを活用した情報発信（推進協部会員発）

鹿屋中学校区生涯学習推進協議会主催・鹿屋市中央公民館共催

たくさん遊ぼう

ちゅうおうこうみんかん  
中央公民館

こ  
子どもに  
ぶんぼうぐ  
文房具セット  
プレゼント♪  
せんちやく  
先着50人

たまづく たいけん  
まが玉作り体験  
うけつけ  
受付9時～  
せんちやく  
先着20人

2023年

8月20日(日)

9:30～11:30

中央公民館

〒893-0007 北田町11103

●公民館内、ロビー、集会室、工芸室、  
駐車場が会場となります。

●駐車場は図書館下大駐車場をご利用  
ください。

# 夏祭り

だいでうげいにん  
★大道芸人★  
♪パフォーマンス♪



トコトコ☆とこなつ



★ボッチャ体験★  
たいけん

わなげ  
ストラック  
アウト



ひ  
たいけん  
火おこし体験

【お問合せ】 かのやし ちゅうおうこうみんかん  
鹿屋市中央公民館 電話0994-44-0321

●中央公民館は、R6年3月末で  
リナシティに移転します。